

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

下 市 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載の農用地の範囲とする。

2 促進計画の目標

1. 下市地区

(1) 現況

本地区は紀ノ川水系（吉野川）に沿って東西に農地が広がっており、地形的には恵まれ、果樹・花卉・野菜等の生産が盛んで、水稻についても立地条件は良い。

地区内には国営総合農地開発事業により農地造成された団地が存在し、かんがい排水整備により近代化農業が図られ、柿や梅を基幹作物とした大規模な果樹生産が行われている。

今後は担い手の高齢化・減少、有害鳥獣対策等が課題となる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び有機農業に組み込み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 下市・秋野地区

(1) 現況

大半の農地は河川沿いの小区画であり不整形で連単性に欠け、山間部においても急傾斜で作業効率も悪い。生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び有機農業に組み込み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 丹生地区

(1) 現況

本地区は地形上、山間地域で急傾斜地に農地が点在し、機械等を利用するのが困難で基盤整備も進まず、農業従事者の高齢化と減少が進み、後継者も不在で今後農地をどのように維持していくかが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	下市地区（A）	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	下市・秋野地区（B）	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	丹生地区（C）	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法・半島振興法の指定地域（下市町全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の農用地。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率田 8%以上、畑（草地含む）15%以上の農地。

(2) 集落協定の共通事項

注 1 集落の農用地面積が 1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8 ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注 2 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは次のいずれかである。

ア 年間労働時間が主たる農業従事者一人あたり 2,000 時間程度の経営体

イ 年間農業所得が 550 万円程度の経営体